

阿蘇草原再生協議会（仮称）設立準備会議事要旨

開催日時：平成 17 年 8 月 31 日（水）13:30～16:30

開催場所：阿蘇いこいの村会議室

< 出席者 >

九州農政局	企画調整室 企画官（総括）	野口 康
	畜産課 農政調整官	樋脇憲一
	畜産課 課長補佐	吉田幸一郎
	農村整備課 課長補佐	平 敏治
熊本県	自然保護課 自然環境班 課長補佐	上村 彰
熊本県阿蘇地域振興局	農業振興課 課長	西山秀樹
	農業振興課 技師	後藤佳奈子
	農業普及指導課 主幹	堀 勇策
	林務課	小嶋義國
（財）阿蘇グリーンストック	専務理事	山内康二
	環境保全担当	森田祐介
小国町	産業課 農林・活性化チーム	松本和昭
南小国町	産業振興課 課長	森 明治
産山村	経済建設課 主事	井 順士
南阿蘇村	産業振興課	大山雄基
西原村	産業課 主事	坂本孝幸
環境省 九州地区自然保護事務所	所長	新井正久
	次長	坂本真一
	公園保護科長	番匠克二
	保全調整専門官	春野栄一

環境省あいさつ - 環境省九州地区自然保護事務所所長 新井正久

阿蘇の草原再生を進めていくには、地域に根ざした持続性のあるしくみが大事であり、地域の多様な方々の参加をいただき共通の認識をもった上での取り組みが求められています。平成 15 年に自然再生推進法が施行され、阿蘇の草原保全の取り組みを法制度に基づいて位置づけをするなかで、関係する方々が共通認識を持ち、長期的に連携をもって進めていくため、協議会設立に向けての準備会を開催させていただきました。

人々の営みにより守られてきた貴重な阿蘇の草原環境を将来の子供たちに引き継いでいくために、皆様方と共通の認識のもとに取り組んでいければと考えており、協議会の設立に向けて活発なご意見をいただきたい。

主な議論

議題1 阿蘇草原再生協議会の設立について

協議会の設立趣意書(案)について

文言・表現について

(GS/山内)

- ・ 「地元の人々や団体」の「地元」は「人々や団体」までかかるのか。「地域の多様な主体の参加」の「地域」は「阿蘇地域」を意味しているのか。「地元」「地域の」と限定された場合、都市側のボランティアは参加し難い。

(環境省)

- ・ 中心となるのは阿蘇地域の方々だが、都市の人々の参画も得たい。広く読めるような形で書き換えて提案したい。

(南小国町/森)

- ・ 協議会自体は阿蘇全体で取り組むということで非常にいいが、「再生」という言葉が引っかかる。南小国で草原が壊れたというイメージはなく、今後維持していくのが大変だということ。

(振興局/堀)

- ・ 「創出」という文言は趣意書から外してある感があるが、理由はあるか。

(環境省)

- ・ 「再生」は法律からきており言葉を変えるのは難しい。「再生」の意味合いは、以前の多様性のある草原環境に再生していきたい、維持管理を続けていきたいということ。
- ・ 「創出」の定義は、「大都市など自然環境がほとんど失われた地域において自然生態系を創出という形で取り戻す」。阿蘇はそれにあたらないため前面に出していない。

再生の対象

(振興局/西山)

- ・ 草原と言ったとき野草地だけではなく牧草地もある。野草地だけを対象にするのでは、農業者からみると、自分たちには関係ないということで参加する人達が限定される。また、関係ないところで話が進んでいる、ということにならないか。認識として、草原のなかに野草地も放牧地もありとしたほうが広がりが出やすい。
- ・ 牧草地と野草地を切り分けることにより、最後に書いてある部分が出てきにくい。二次的自然ということであれば、生業も含めたところの保全をしていくことかと思う。

(環境省)

- ・ 牧草地は人工的に作られた環境なので草原環境の再生の対象としては入れにくい。ただ、営みをするには牧草地も必要であり、そのバランスのなかで野草地の保全再生ができていけばいい。対象は「野草地と野草地であったところも含む」としてなるべく広く読めるようにしており、担い手などの部分では広い観点になると思う。

(GS/山内)

- ・ 「阿蘇の草原(野草地)」だと草原イコール野草地のように捉えられる。「自然再生事業の対象地に限って「草原」は野草地に限定する」などと注釈したらどうか。

(環境省)

- ・ 農畜産業を健全なかたちで維持することが、野草地も含めて阿蘇の草原を維持するこ

とにつながるという視点が重要。一方で、阿蘇の農業も草原の草資源の循環などにより健全な形で維持されていくと思うが、農業活動を再生の対象としては捉えにくい。牧草地も同様で、自然再生という切り口からは野草地を中心としたいということ。

観光関係者の参加について

(農政局 / 平)

- ・ 野草地がなくなって一番困るのは熊本の観光かと思うが、観光関係の部署には声はかけないのか。

(南小国町 / 森)

- ・ 参加者が地元の農家などがあるが、一番努力しているのは農家である。農家がしないから取り組むという意味合いではおかしいと思う。
- ・ 大根畑跡地の再生なら価値があるが、他について再生は必要ないのではないか。
- ・ 観光は非常に大事な部分であるが、少なくとも南小国町の場合、土地所有が町という形態から観光の人は入りにくい。何かできることがあるのか疑問である。
- ・ 見る分にはいいが使わせるには観光は危ない。急いでやれば壊す方向に行き、何百年もゆっくりやってきたものが 20~30 年で変わってしまう。後継者問題などもあるが、時代の変化が早くなって今の状況があるということもある。

(振興局 / 西山)

- ・ あか牛肉が草原を守るといっても、商業ベースであわなければ扱ってもらえない。観光業者が景観を戻していくというところまではなかなか考えられない。

(GS / 山内)

- ・ 再生事業を進めていく場合、観光業を巻き込むことは重要なポイントではないか。趣意書でも地域産業に草原が影響を与えていることを盛り込んだほうがいい。

(環境省)

- ・ 阿蘇の雄大な草原を求めてくる人の経済的効果は大きい。地域の農家の営みにより結果的にこの景観ができてきており、経済的なメリットが牧野組合や農家にも渡されるなど、地域振興に結びつく形で草原を維持していくシステムができてくることも必要。それらを果たすべき役割が協議会にあるので、観光協会などへも参加を呼びかけたい。
- ・ この取り組みは、草原再生を自発的にやりたい人を支えていく形のものであるため、観光関係者がやる気を出してくれるかどうかにかかっている。趣意書では、農畜産業関係者とならべて書くと中心があいまいになるので、しないほうがいい。

協議会の名称と組織

名称について

(環境省)

- ・ 全国では「自然再生協議会」をつけた名称が多いが、阿蘇では草原地域ということを明確にするため「阿蘇草原再生協議会」と考えている。過去千年以上にわたって形作られ維持されてきた草原環境をいい状態に取り戻していきたいという考え方である。

(振興局 / 西山)

- ・ 「カルデラ」など阿蘇らしい言葉を入れたらどうか。

(GS / 森田)

- ・ 阿蘇は利用して守っていくので「阿蘇草原共生協議会」はどうか。

(農政局 / 樋脇)

- ・ 自然再生法の基本理念では、再生によって自然と共生する社会の実現を図って地球環境保全に寄与する、という大きな視点があり、「自然」の方がいいと思う。「自然」というと3~4千年も昔の自然に戻すという印象があるので「草原」に変えたのか。
- ・ 「阿蘇の草原再生」というと、いかにも荒れ果てて何とかしなければいけないのか、というイメージである。保全というイメージに合うような名称があるといい。

(環境省)

- ・ 「阿蘇草原地域自然再生協議会」とも考えたが、短いほうがわかりやすく、イメージがわきやすいと考えた。1千年以上続いた阿蘇の草原は自然だと思っており、野草地が自然でないということで省略したわけではない。

(南小国町 / 森)

- ・ この名称では何をしているかわかりにくく、牧野組合からは加入しないのではないかと。

(GS / 山内)

- ・ 名称について、牧野組合との説明会で誤解のないようによく説明するということにし、特に異論がなければこれで進めてはどうか。

組織の方向

(南小国町 / 森)

- ・ 「保全」と「維持管理」の継続を目指すというのはよくわかるが、「創出」は合わないし、「再生」も今ひとつわからない。

(環境省)

- ・ 法律の言葉の定義では4つをあわせて「再生」と言い、大枠の自然再生の取り組みは4つを含んだものを指している。今回は地域の取り組みとするために、法律に則って幅広く参加者を募っていきこうとしているので、法律に従ってつくっている。

(農政局 / 樋脇)

- ・ 守っている人達への直接的なメリットはどう想定されているのか。
- ・ 「代償措置ではなく、過去の社会経済活動等により損なわれた生態系、その他の自然環境を取り戻すことを」とあるが、この意味がピンとこない。阿蘇では牧草地も採草地も野草地も一体的になっている。仕切りをつけて本当にできるのか疑問である。

(南小国町 / 森)

- ・ 農家が努力しているなかでの方向であればいいが、そうでない部分について求めても無理なのではないか。方向として少し違うように思う。

(環境省)

- ・ 牧野組合の方々の努力により阿蘇の草原が維持されてきたが、高齢化などで維持管理ができない牧野が増え、ボランティア支援で活動が継続されていることもある。阿蘇での取り組みは、行政、都市住民、ボランティアの参画のなかで、牧野組合の方たちにどんな形で支援ができるのか、それによって阿蘇の草原が維持できるのか、ということと意図している。

(南小国町 / 森)

- ・ 出発点はそこにはないため、そういうことがわかれば牧野も協力すると思う。

(振興局 / 西山)

- ・ 牧野組合にとっては、農家の活動自体が草原再生に貢献しているという見方の方がやる気になるのではないかと。全体として草原再生に向けてやっていることで、それが景観を守るということなら入りやすく、多くの人に参加してもらえらるだろう。

畜産の視点から

(振興局 / 堀)

- ・ 畜産の立場からいうと、放牧圧をかけ短草型にもっていけば、ススキが少なくなって花は咲くだろうが、希少植物の種子を種付させる方向と過放牧とは違うように思う。また、平場の牧草を刈らずに野草を刈ろう言い切れるのかどうか悩ましい。
- ・ 野草地に放牧するとき、野草が一番伸びる6月から梅雨明けくらいに入れたい。その時期は花も多い時期でありツボミも上がってくるので花が食われてしまう。花の多い場所は10月の刈り干し切りに使った方が種が落ち、花が残ることになる。

(環境省)

- ・ 放牧地、採草地どちらかということではなくバランスのいいやり方が必要で、どのように各機関の取り組みで持っていくかが地域の自然を残すことにつながるのではないかと。

(振興局 / 堀)

- ・ オオルリシジミの孵化は4月の最終週、クララは牧野周辺でみるが畜産の方では牛が食わず邪魔になるが、何月位まで切らずにおけば増殖するのか。草をいつ刈ってはいけないということがあるのか。朝草切りをした場合は生えないということがあるか。

(環境省)

- ・ 一般の刈り干しの時期であれば問題ないと聞いたことはある。
- ・ クララは放牧地でなければ残らないのではないかと。牛が嫌って食わずに残るのであり、採草地であればカヤなどが繁茂するのでクララは入りにくいのではないかと。

協議会で検討する対象区域

(G S / 山内):

- ・ 国立公園内ということにはこだわらないのか。

(環境省)

- ・ 環境省ではこだわるが、協議会は地域での取り組みであるため、公園区域は関係ない。

協議会の会費

(環境省)

- ・ 今回は、事務局となる行政機関の予算範囲内で運営することとして、会費は無料と考えている。小委員会運営費は、行政機関が会議運営を担う場合は各機関が支払う。

(振興局 / 西山)

- ・ 事務局経費は書かない方がいい。実際活動するには予算が必要で、事務局として経費も出すのでは躊躇するので、事務局の話とお金は切り離した方がいいと思う。

(環境省)

- ・ 明記すべきは会費を有償とするか無償かということ、地域の方々に参画を求めるの

に有償というのは難しいと思った。

- ・ 協議会運営にはお金も必要であり、会員に求めるものでもなく、例えば、環境省とすれば予算の範囲で出す準備があるということ、説明するために記している。

協議会設置要綱（案）及び運営細則（案）

構成員

（熊本県 / 上村）

- ・ 県の場合、自然保護課のみでなく関係するいくつかの課に呼びかけようと思っているが、熊本県 課とかいう形で構成員になると考えていいか。

（環境省）

- ・ 県として構成員に入り、そのなかで各課から出ていただくという形もあるが、他の機関との関係もあるので、今後ご相談させていただきたい。

委員の任期について

（南小国町 / 森）：

- ・ 委員の任期について2年間したら公募するのか。また、構成委員に任期が必要か。

（環境省）

- ・ 公募というより、続けて委員になるか意思確認する必要がある。活動していないのに名前だけ残るのも困る。仮に死亡しても事務局に連絡があるかどうかはわからない。

協議について

（振興局 / 掘）

- ・ 実施者が委員になれば、自分の計画を自分で協議することになるのか。
- ・ 野焼きを実施する組合も実施計画を出すのか。また、出すメリットはあるのか。

（環境省）

- ・ 実施者が作った実施計画案を、協議会全ての人達で協議をするということである。
- ・ 野焼きを実施する組合も実施者になり得るが必ずということでもない。協議会に参画するメリットは、自ら活動をやりたい人を精神的に支援する、共通の認識のもとで取り組みを進められるなどで、協議会の枠組み自体では金銭的なメリットはない。

（振興局 / 西山）

- ・ それぞれの計画を協議会でオーソライズしてもらおう。それに、関係者が具体的なネタをぶら下げていくというイメージである。

支援について

（環境省）

- ・ 協議会の枠組みに乗ったからお金がつくということではない。
- ・ 願わくば、地域としてまとまった計画を、県の事業や農政局の交付金制度などのなかで運用できるような組み立てをして、その結果として草原再生に役立てばと思う。

（農政局 / 樋脇）

- ・ 自然再生の事業実施計画を作ってオーソライズされた後、自費でできない分はいろいろな事業を探してきてやるということか。環境省で予算が出ることはないのか。

（環境省）

- ・ 協議会はお金がからまない組織である。支援とか事業は協議会とは別の話で、環境省

や県、農政局など様々な事業をそれぞれ使っていただければと思う。

(農政局 / 平)

- ・ 法律には関係行政機関が協議会の構成員として明記してある。(今回は)我々は事業主体になれないので何故協議会に行っているのかという疑問が出てきそう。

(環境省)

- ・ 自然再生法には国と地方公共団体の責務が記され、環境省、農林水産省、国土交通省が連絡を取りながら自然再生の取り組みを支援するという体制的な部分もある。自ら事業主体にならないとしても、その辺ご配慮いただきご参画いただきたい。

(振興局 / 堀)

- ・ 草地の生産性向上という取り組みを進めているが、そのなかで野草地の活用という事業が出てきた場合、協議会に上げて、予算化をお願いするようになるのか。

(農政局 / 樋脇)

- ・ 今の交付金制度の枠では、優先採択がない限り全国一律のポイント制であり、一般の事業と同じで得点順位から選択される。

(環境省)

- ・ 協議会に農政局も参画するなかで、草原再生に資するものは優遇する仕組みが仮にできれば、農政局の草原再生に向けた取り組みとして広報していただければと思う。

協議会の開催について

(小国町 / 松本)

- ・ 協議会は年に何回開催と謳わなくていいか。

(環境省)

- ・ 委員がどれくらい集まるかもわからないので、状況に応じて相談していきたい。

議題2 構成員の公募について

公募要領(案)

(振興局 / 西山)

- ・ 構成員により小委員会が構成されることもあると思うが、構成員が事務局をすることもあるのか。その場合、事務局的なことを行政に頼られるようになると思う。
- ・ ボランティアでやるなら、ボランティアが主役で最後までやるようなシステムを考えておく必要がある。実際自分でやっていただける方が参加してほしい。
- ・ いろいろな人が思いを持って応募してくるが、政策的に推進している部分もあり、人選ではその辺も考えないと混乱しないか、ということが心配。

(環境省)

- ・ 小委員会を運営したい場合、協議会の同意を得ればできる。基本的にやる気があってやっていけば誰でもいいというシステムであり、不安な部分もあるが、問題を避けていると地域の取り組みにはならないのではないかと思います。
- ・ 環境省、その他の取り組みについて、地域の取り組みとして位置づけられればと思う。
- ・ 意見を言う場があって、自分が言うべきことは言ったというなかで、比較的スムーズに物事が進むのではないかと。地域全体でのお墨付きが得られるのが最大のメリット。

(農政局 / 樋脇)

- ・ 地域で認めたお墨付きをこちらに持ってこられる場合がある。

(G S / 山内)

- ・ 行政の立場からいえば心配なことだと思うが、国土交通省なども住民参加型の委員会を開き進めるようになっている。今後はそういう形が主になるのではないかな。

(環境省)

- ・ 自然再生推進法自体はボトムアップで、一人一人が主役、行政だけがやるのではないというのが法律の考え方である。

広報について

(西原村 / 坂本)

- ・ 町村では広報関係に乗せるべきかと思うが、どのようなスケジュールを考えているか。また、市町村で応募をまとめるという手続きはないか。個人参加でいいのかな。

(環境省)

- ・ 公募のお知らせは、こちらでチラシを作成して各市町村に広報などとともに配布していただくようお願いをしたい。事務局に直接申し込み個人参加でかまわない。

議題3 その他

協議会の会長の選任案について

(環境省)

- ・ 会長はできれば九州の方と考えたが、阿蘇と草原環境に詳しいということから近畿中国四国農業研究センターの高橋佳孝先生が適任と考えている。本来協議会の場で、委員の中から選任していくものだが、事務局の意向として提案させていただいた。

(G S / 山内)

- ・ 今考えられる範囲で適任かと思う。高橋先生は大滝先生と一緒に調査をしておられ、2002年の草原サミットで基調講演をしておられる。

協議会における小委員会の構成について

(環境省)

- ・ 具体的な検討を行う小委員会は、原則は協議会で決めていくものであるが、準備会で最初に立ち上げるべき小委員会を検討しておくべきと考え事務局側で例を考えてみた。

(農政局 / 平)

- ・ 小委員会の資料は事務局がつくるのか。テーマが大きく、これだけのテーマに対する資料を作るだけのデータを持ち合わせていない。
- ・ 小委員会は、全体構想を作成するためのものという位置づけだと理解してよいか。事務局は誰が担当するのか。小委員会で検討した内容はどこに反映させるのか。

(環境省)

- ・ 最初から完璧な資料が協議会に出てくると考えるのは無理だと思う。
- ・ 全体構想作成と小委員会毎の具体的な協議を並行してやらざるを得ないと考えている。
- ・ 協議会は、実際に活動する人達が情報を持ち寄って連絡調整するなかで全体の活動につなげていこうというもの。事務局が何かを作り上げるために運営するものではない。

(農政局 / 野口)

- ・ 参加者が草原再生に向けて「こういうことをしたい」ということを議論する場として小委員会が立ち上がるということであれば、最初から決めておかなくてもいいのではないか。準備会の時点で具体的な小委員会を検討するのは難しいと考えるが。

(環境省)

- ・ 具体的にやっていくこととのつながりから小委員会が立ちあがると考えている。草原保全に向けて、既にいろいろな団体が行き組みを進めており、そういう活動を束ねていく場が必要で、補助制度などを持つ行政と連絡調整する場になればと思う。
- ・ この例はあくまで環境省の頭で考えたもの。草原再生という枠組みのなかで、こういう形でなら参画できるというのがあれば、小委員会の提案をいただければと思う。

(農政局/平)

- ・ 基本構想は何年くらいでできるのか。小委員会での検討結果を基本構想に反映するのであれば、もっと早いスケジュールで小委員会での詳細な検討を行う必要がある。

(環境省)

- ・ 基本構想は1～2年のうちに作りたい。全体を通しての案をつくるため、実務を進める部隊が必要になる。小委員会で案を作るというより、それぞれがやることを持ち寄って、連絡調整して全体構想にしていくことになると思う。

おわりに - 環境省九州地区自然保護事務所所長 / 新井正久

阿蘇の草原再生は多くの方々の参画を得ながら進めていきたい。阿蘇は熊本県、九州のみならず、日本の宝でもあり、この資源を子孫にしっかりと残していくというのが、我々の責務ではないかと考えている。

準備会での内容は、それぞれお持ち帰りいただいた後、ご不明な点やご意見があればご連絡いただきたい。協議会は、できれば11月末くらいまでの設立を実現していきたいと思うので、ご協力をお願いしたい。

以上